

# 野村ダム操作規則

国四整訓第11号

令和元年6月6日

## 野村ダム操作規則

### 目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条～第10条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第11条～第13条）
- 第4章 洪水調節等（第14条～第21条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第22条～第27条）
- 第6章 点検、整備等（第28条～第30条）
- 第7章 雜則（第31条）

### 附 則

## 第1章 総 則

### (通則)

第1条 野村ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

### (ダムの用途)

第2条 野村ダムは、洪水調節並びにかんがい用水及び水道用水の供給をその用途とする。

## 第2章 貯水池の水位等

### (洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒300立方メートル以上である場合における当該流水とする。

### (洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月16日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年6月15日までの期間

### (水位)

第5条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

### (平常時最高貯水位)

第6条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高169.4メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

### (洪水時最高水位)

第7条 貯水池の洪水時最高水位は、標高170.2メートルとし、第17条本文の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水貯留準備水位)

第8条 洪水期における貯水池の最高水位（以下「洪水貯留準備水位」という。）は、次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定める水位とし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

一 6月16日から7月14日 までの期間	6月15日の水位標高169.4メートルと 7月15日の水位標高166.2メートルから 等差的に算出される水位
二 7月15日から10月15 日までの期間	標高166.2メートル

(予備放流水位)

第9条 6月16日から7月14日までの期間における予備放流水位は、標高166.2メートルとする。

(最低水位)

第10条 貯水位の最低水位は、標高148.0メートルとする。

### 第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第11条 洪水調節は、第8条第一号及び第二号に掲げる期間にあっては、標高166.2メートルから標高170.2メートルまでの容量3,500,000立方メートル、非洪水期にあっては、標高169.4メートルから標高170.2メートルまでの容量800,000立方メートルを利用して行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、第8条第一号に掲げる期間にあっては、当該日の洪水貯留準備水位から標高170.2メートルまでの容量、同条第二号に掲げる期間にあっては、標高166.2メートルから標高170.2メートルまでの容量3,500,000立方メートル、非洪水期にあっては、標高169.4メートルから標高170.2メートルまでの容量800,000立方メートルを利用して行うものとする。

#### (かんがい用水の供給のための利用)

第12条 かんがい用水の供給は、第8条第一号に掲げる期間にあっては、標高148.0メートルから当該日の洪水貯留準備水位までの容量のうち、6月15日の容量10,200,000立方メートルと7月15日の容量7,800,000立方メートルから等差的に算出される容量を最大とする容量、同条第二号に掲げる期間にあっては、標高148.0メートルから標高166.2メートルまでの容量9,200,000立方メートルのうち最大7,800,000立方メートル、非洪水期にあっては、標高148.0メートルから標高169.4メートルまでの容量11,900,000立方メートルのうち最大10,200,000立方メートルを利用して行うものとする。

#### (水道用水の供給のための利用)

第13条 水道用水の供給は、第8条第一号に掲げる期間にあっては、標高148.0メートルから当該日の洪水貯留準備水位までの容量のうち、6月15日の容量1,700,000立方メートルと7月15日の容量1,400,000立方メートルから等差的に算出される容量を最大とする容量、同条第二号に掲げる期間にあっては、標高148.0メートルから標高166.2メートルまでの容量9,200,000立方メートルのうち最大1,400,000立方メートル、非洪水期にあっては、標高148.0メートルから標高169.4メートルまでの容量11,900,000立方メートルのうち最大1,700,000立方メートルを利用して行うものとする。

### 第4章 洪水調節等

#### (洪水警戒体制)

第14条 野村ダム管理所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 松山地方気象台から愛媛県南予北部において、降雨に関する注意報、警報又は特別警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

#### (洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 四国地方整備局、大洲河川国道事務所その他の細則に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検並び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第16条 所長は、第8条第一号に掲げる期間において洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒300立方メートルを限度として放流を行うものとする。

(洪水調節)

第17条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

- 一 流入量が、毎秒300立方メートルから毎秒 $1,190$ 立方メートルの間にあって増加し続いているときは、毎秒 $\{(流入量 - 300) \times 0.790 + 300\}$ 立方メートルの水量を限度として放流すること。
- 二 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めた時以後は、毎秒 $\{(前号の方法による操作中における最大流入量 - 300) \times 0.790 + 300\}$ 立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなるとき又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなるときまで放流すること。
- 三 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えた時以後は、前2号に規定する方法により放流すること。
- 四 第18条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒300立方メートルを下まわるまでの間に流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量と等しくなったとき以後は、流入量が毎秒 $\{(当該放流量 - 300) \times 1 / 0.790 + 300\}$ 立方メートルに等しくなるときまで、当該放流量に相当する水量を放流すること。
- 五 流入量が、前号に規定する毎秒 $\{(当該放流量 - 300) \times 1 / 0.790 + 300\}$ 立方メートルを超えたとき以後は、前4号に定める方法により放流すること。
- 六 流入量が毎秒 $1,190$ 立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒 $1,000$ 立方メートルに等しくなるときまで、毎秒 $1,000$ 立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第18条 所長は、前条本文の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が、洪水期にあっては洪水貯留準備水位、非洪水期にあっては平常時最高貯水位をそれぞれ超えているときは、速やかに水位をそれぞれ洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあっては前条本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては毎秒300立方メートルの水量を限度として、放流を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第19条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第20条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第21条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して第8条第一号に掲げる水位に上昇するよう努めるものとする。

## 第5章 貯留された流水の放流

### (貯留された流水を放流することができる場合)

第22条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムから放流することができる。

- 一 第8条第一号に掲げる期間で、水位をそれぞれ当該洪水貯留準備水位に低下させとき。
- 二 第28条第1項の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の制限は、毎秒300立方メートルとする。

### (放流の原則)

第23条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動が生じないよう努めるものとする。

### (放流量)

第24条 ダムから放流を行う場合においては、この規則に特別の定めがある場合にあっては当該規定に定める量、その他の場合にあっては流入量に相当する量を超えてはならない。

### (下流の既得用水のための放流)

第25条 所長は、下流の既得用水のため、ダムから毎秒0.80立方メートルの水量の流水の放流を行わなければならない。

### (放流に関する通知等)

第26条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

### (ゲート等の操作)

第27条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則に定める。

## 第6章 点検、整備等

### (計測、点検及び整備)

第28条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。

### (観測)

第29条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

### (記録)

第30条 所長は、ゲート等を操作し、第28条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

## 第7章 雜 則

### (細則)

第31条 この規定に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、四国地方整備局長が定める。

### 附 則

この訓令は、令和元年6月6日から適用する。

# 野村ダム操作細則

国四整河管第9号

令和元年6月6日

## 野村ダム操作細則

### 目 次

- 第1章 ダムの運用等（第1条～第10条）
- 第2章 危害防止措置等（第11条～第15条）
- 第3章 ゲート等操作の方法（第16条～第33条）
- 第4章 点検、整備等（第34条～第39条）
- 第5章 雜則（第40条）

### 附 則

## 第1章 ダムの運用等

### (通則)

第1条 野村ダムの操作については、野村ダム操作規則（以下「規則」という。）に定めるもののはか、この細則の定めるところによる。

### (流入量)

第2条 規則第3条に規定する流入量は、規則第5条に規定する水位の上昇又は低下の割合から次式により算出するものとする。

$$Q_i = V / T + Q_o + q$$

$Q_i$  : 流入量（立方メートル毎秒）

$V$  : 増加した貯留量（立方メートル）

$T$  : 増加に要した時間（秒）

$Q_o$  : 放流量（立方メートル毎秒）

$q$  : 分水量（かんがい及び水道用水立方メートル毎秒）

ただし、算定式によって正確な流入量を算定することができないと認められる時は、明間地点流入量及び四郎谷地点流入量を基礎として修正できるものとする。

### (洪水貯留準備水位)

第3条 規則第8条に規定する洪水貯留準備水位は、当該日の午前9時における水位とする。

### (洪水警戒体制)

第4条 規則第14条第1項第二号に規定する洪水警戒体制は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 野村ダムの流域内（以下「流域内」という。）において総雨量が150ミリメートルを超えると予想されるとき。

二 流域内において連続雨量が50ミリメートルに達し、さらに時間雨量が20ミリメートルを超えると予測されるとき。

三 台風の中心が、東経126度から136度までの範囲において、北緯26度に達したとき。

2 所長は、規則第14条の規定により、洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他の必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

### (洪水警戒体制時における関係機関への連絡)

第5条 規則第15条第一号の細則で定める関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 所長は、規則第15条第一号の規定により連絡する内容、時期及び連絡の手段等について、あらかじめ、別表第1に掲げる関係機関と協議しておくものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第6条 所長は、流入量が洪水量以下に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、規則第20条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。

2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に掲げる各機関に連絡するものとする。

(洪水に達しない流水の調節)

第7条 規則第19条に規定する洪水に達しない流水の調節を行う場合においては、流入量を限度として、ダムから放流を行うものとする。

ただし、規則第14条第1項に規定する洪水警戒体制にある場合においては、規則第17条に規定する洪水調節への円滑な移行ができるよう、その他の場合にあっては、規則第25条に規定する下流の既得用水のための放流に支障を与えないよう行うものとする。

(特にやむを得ない理由によるダムからの放流)

第8条 規則第22条第1項第三号の規定する特にやむを得ない理由があるときとは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 ダム本体及び貯水池等について、調査又は補修を行うため必要があるとき。
- 二 気象、水象その他の理由により、貯留された流水が堤体を越流すると予想されるとき。
- 三 堤体に異常が生じたとき。
- 四 その他特に必要があるとき。

(放流の原則)

第9条 規則第24条の規定により、ダムから放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じないよう努めるものとした放流の原則は、次に定める方法を基準とする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、流入量の時間的な増量と等しい水量を限度として放流を行うことができる。

放流の直前におけるダムからの放流量	10分間の放流量の増加量
毎秒10立方メートル未満の場合	毎秒7立方メートル以内
毎秒10立方メートル以上 50立方メートル未満の場合	毎秒15立方メートル以内
毎秒50立方メートル以上 100立方メートル未満の場合	毎秒20立方メートル以内
毎秒100立方メートル以上 200立方メートル未満の場合	毎秒28立方メートル以内
毎秒200立方メートル以上 300立方メートル未満の場合	毎秒34立方メートル以内

2 所長は、前条第二号第三号及び第四号の規定に該当する場合で、緊急かつやむを得ない理由により放流を行わなければならないときは、前項の規定によらないことができる。

(局長の承認事項)

第10条 規則第17条ただし書きを適用する場合並びに前条第2項を適用する場合は、ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の操作の方法について、あらかじめ四国地方整備局長（以下「局長」という。）の承認を得なければならない。

## 第2章 危害防止措置等

(放流に関する通知等を行う場合)

第11条 所長は、ダムからの放流を行なう場合で次の各号の一に該当する場合には、規則第26条の規定により関係機関に通知するとともに一般への周知を行うものとする。

- 一 コンジットゲートから放流を開始するとき。
- 二 ジェットフローゲートからの放流時、荒瀬地点において30分につき30センチメートル以上の水位変動が生じるとき。
- 三 第9条第1項に規定する基準を超えて放流するとき。
- 四 第9条第2項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。
- 五 その他、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第12条 規則第26条に規定する通知すべき関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 規則第26条に規定する一般に周知させるため必要な措置は、野村ダム管理所から鎌田警報所までの区間について行うものとする。

(放流に関する通知等の方法)

第13条 規則第26条に規定する放流に関する通知等は、次の各号に定める方法により行わなければならない。

- 一 関係機関に対する通知は、第11条に規定する放流を開始する約1時間前に行うものとする。
- 二 第11条の第五号に関する関係機関に対する通知は、前号に加えて、放流を行う約3時間前に行うものとする。
- 三 第11条第一号から第四号に関する一般に周知させるため必要な措置は、警報車及び別表第2に掲げる警報所により行うものとする。
  - イ 管理所に設置されたサイレンの吹鳴は、第11条に規定する放流を行う約30分前及び放流の直前に行うものとする。
  - ロ 管理所以外の警報所のサイレンの吹鳴等は、各警報所地点の水位が上昇すると予想される約30分前に行うものとする。
  - ハ 警報車による警報は、各地点の水位が放流により上昇すると予想される約30分前に行うものとする。
- 四 第11条第五号に関する一般に周知させるための必要な措置は、別表2に掲げる警報所から前号イ、ロに加え約3時間前に行うものとする。

(サイレン吹鳴の方法)

第14条 サイレン吹鳴の方法は、次に定める方法によるものとする。

$\overline{(50\text{秒})}$        $\overline{(5\text{秒})}$        $\overline{(50\text{秒})}$        $\overline{(5\text{秒})}$        $\overline{(50\text{秒})}$   
吹 鳴            休 止            吹 鳴            休 止            吹 鳴

2 所長は、停電その他の理由により必要と認める場合は、サイレン吹鳴を擬似音吹鳴に切り換えることができる。

(警報車による警報の方法)

第15条 所長は、次に定める方法により警報車による警報を行わなければならない。

一 警報車に設置したスピーカーにより河川の水位増加などを一般に周知させるものとする。

### 第3章 ゲート等操作の方法

#### (クレストゲートの名称)

第16条 クレストゲートは左岸側にあるものから順次1号クレストゲート、2号クレストゲートというものとする。

#### (クレストゲートの操作方法)

第17条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- 一 クレストゲートの操作により放流を行う必要があるとき。
  - 二 規則第28条第1項の規定により、クレストゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。
  - 三 その他、特に必要があるとき。
- 2 クレストゲートを操作する場合においては、規則第28条第1項の規定により、クレストゲートの点検又は整備を行う場合を除き、開くときは、1号クレストゲート、2号クレストゲートの順に操作するものとし、閉じるときにあっては、その逆順に操作するものとする。

#### (クレストゲートの操作の開度)

第18条 クレストゲートの一回の操作の開度は、30センチメートル以内とする。

#### (クレスト予備ゲートの操作方法)

第19条 クレスト予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第28条第1項の規定により、クレストゲート又はクレスト予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
  - 二 その他必要があるとき。
- 2 クレスト予備ゲートを操作する場合には、クレストゲートが閉そくされた後に操作するものとする。
- 3 クレスト予備ゲートは、操作の必要が認められなくなった場合には、速やかに所定の位置に格納するものとする。

#### (コンジットゲートの操作方法)

第20条 コンジットゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 コンジットゲートの操作により放流を行う必要があるとき。
- 二 規則第28条第1項の規定により、コンジットゲート又はコンジット予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

#### (コンジットゲートの操作の開度)

第21条 コンジットゲートの一回の操作による開度は、30センチメートル以内とするものとする。

(コンジット予備ゲートの操作方法)

第22条 コンジット予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第28条第1項の規定により、コンジットゲート又はコンジット予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
  - 二 その他必要があるとき。
- 2 コンジット予備ゲートは、常に全開又は全閉しておくものとし、半開の状態にしておかないとする。
- 3 コンジット予備ゲートを操作する場合においては、コンジットゲートが閉そくされた後に操作するものとする。
- 4 コンジット予備ゲートは、操作の必要が認められなくなった場合には、速やかに所定の位置に格納するものとする。

(選択取水設備のゲートの操作方法)

第23条 選択取水設備のゲートは、一定の流入水深を保つように操作するものとする。

ただし、水象等の状況により必要があると認めるときはこの限りでない。

(導水管補修用ゲート操作方法)

第24条 導水管補修用ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第28条第1項の規定により、導水管補修用ゲート、導水管又は導水管に付属するゲート及びバルブの点検又は整備を行うため必要があるとき。
  - 二 その他必要があるとき。
- 2 導水管補修用ゲートは、常に全開又は全閉しておくものとし、半開の状態にしておかないとする。
- 3 導水管補修用ゲートを操作する場合には、放水管予備ゲート及び1号仕切弁を閉そくした後に操作するものとする。
- 4 導水管補修用ゲートは、操作の必要が認められなくなった場合には、速やかに所定の位置に格納するものとする。

(放水管ゲートの操作方法)

第25条 放水管ゲートは、次の各号に掲げる場合に使用する。

- 一 規則第22条第1項に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- 二 規則第28条第1項の規定により、放水管ゲート又は放水管予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- 三 その他必要があるとき、放水管ゲート放流可能量の範囲で放流（水位維持放流）

(放水管予備ゲートの操作方法)

第26条 放水管予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第28条第1項の規定により、放水管ゲート又は放水管予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
  - 二 その他必要があるとき。
- 2 放水管予備ゲートは、常に全開又は全閉しておくものとし、半開の状態にしておかないものとする。

(放水管バルブの操作方法)

第27条 放水管バルブは、次の各号に掲げるときに操作するものとする。

- 一 規則第25条の規定により、別表第3に掲げる水量を放流するとき。
- 二 規則第28条第1項の規定により、放水管バルブ又は放水管予備バルブの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- 三 その他必要があるとき。

(放水管予備バルブの操作方法)

第28条 放水管予備バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第28条第1項の規定により、放水管バルブ又は放水管予備バルブの点検又は整備を行うため必要があるとき。
  - 二 その他必要があるとき。
- 2 放水管予備バルブは、常に全開又は全閉しておくものとし、半開の状態にしておかないものとする。

(仕切弁の名称)

第29条 仕切弁は、放水管バルブ分岐管の直前にあるものを1号仕切弁、直後にあるものを2号仕切弁というものとする。

(1号仕切弁の操作方法)

第30条 1号仕切弁は、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第28条第1項の規定により、導水管及び放水管予備バルブ、又は2号仕切弁の点検又は整備を行うため必要があるとき。
  - 二 その他必要があるとき。
- 2 1号仕切弁は、常に全開又は全閉しておくものとし、半開の状態にしておかないものとする。

(2号仕切弁の操作方法)

第31条 2号仕切弁は、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

一 規則第28条第1項の規定により、導水管、水車入口弁又は水車の点検又は整備を行うため必要があるとき。

二 その他必要があるとき。

2 2号仕切弁は、常に全開又は全閉しておくものとし、半開の状態にしておかないとする。

(水車入口弁の操作方法)

第32条 水車入口弁は、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

一 水車停止時

二 規則第28条第1項の規定により、水車入口弁又は水車の点検又は整備を行うため必要があるとき。

三 その他必要があるとき。

(水車案内羽根の操作方法)

第33条 水車案内羽根は、次の各号に掲げる場合を除き、規則第22条第1項に該当する場合においてダムから放流を行うとき、毎秒1.6立方メートルを限度として放流するよう操作するものとする。

一 規則第28条第1項の規定により、水車入口弁、水車案内羽根又は水車の点検又は整備を行うため必要があるとき。

二 その他必要があるとき。

## 第4章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第34条 所長は、規則第28条第2項に規定する計測は、別に定める調査測定基準により、点検及び整備は別に定める点検整備基準により行うものとする。

2 所長は、ダム堤体底部に設置した地震計により観測された加速度が25ガルを超えたとき、又は松山地方気象台により発表された気象庁震度階が4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより臨時の点検を行わなければならない。

一 ダム本体及び貯水池

二 ゲート等

三 ゲート等を操作するため必要な機械及び器具

四 警報設備、電気設備、通信設備及び観測設備

五 船舶及び車輛

六 その他の設備及び資材

(観測)

第35条 規則第29条に規定する観測は、第34条に定める調査測定規準により行うものとする。

- 一 気象
- 二 水象

(ゲート等の操作の記録)

第36条 規則第30条に規定するゲート等を操作した時に記録すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 気象及び水象の状況。
  - 二 ゲート等の操作の事由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作を開始及び終了した時刻、ゲート等の開度、ゲート等の操作による放流量並びに水位の変動。
  - 三 ダムからの放流に伴う一般に周知させるための措置及び関係機関への通知に関する事項。
  - 四 その他、特記すべき事項。
- 2 規則30条に規定する記録は、前項各号に定めるもののほか、第34条に規定する計測、点検及び整備を行った結果及び第35条の規定により観測した結果について行うものとする。

(報告事項)

第37条 所長は、次の各号に掲げる場合においては、速やかにその状況を局長に報告しなければならない。

- 一 規則第14条の規定により洪水警戒体制を執ったとき及び規則第20条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- 二 規則第17条の規定により洪水調節を行ったとき。
- 三 ダム本体、付属設備、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたとき。
- 四 第34条第2項による地震が発生したとき及び臨時の点検を行ったとき。
- 五 貯水池において水質事故が発生したとき。
- 六 その他、必要と認めるとき。

(管理年報の作成)

第38条 所長は、別に定めるところにより管理年報を作成しなければならない。

(検査)

第39条 所長は、別に定めるところにより必要に応じてダム本体、貯水池及びダムに係る施設等の検査を実施するものとする。

## 第5章 雜 則

### (実施要領)

第40条 規則及びこの細則に定めるもののほか、規則及びこの細則の実施のため必要な手続きその他の要領は所長が定めることができる。

2 局長は細則を変更した場合は、ダム使用権者に報告しなければならない。

### 附 則

この細則は、令和元年6月6日から適用する。

別表 第1 (第5条, 第6条及び, 第12条関係)

関 係 機 関

関 係 機 関	所 在 地	通知方法
四国地方整備局	高松市サンポート3番33号	マイクロ
国土交通省 大洲河川国道事務所	大洲市中村210	マイクロ
愛媛県 西予土木事務所	西予市宇和町卯之町4丁目445	宇和局(0894) 62-1331
山鳥坂ダム工事事務所 鹿野川ダム管理庁舎	大洲市肱川町山鳥坂280番地	マイクロ
西予市野村支所	西予市野村町野村12号619	野村局(0894) 72-1111
西予警察署野村交番	西予市野村町野村12号153	野村局(0894) 72-0110
西予市消防署野村支署	西予市野村町野村12号744	野村局(0894) 72-0119
NHK松山放送局	松山市堀之内5番地	松山局(089) 921-1117

別表 第2 (第13条第三号及び四号関係)

## 警 報 局 等

名 称	所 在 地	種 別	能 力
野村ダム管理所	野村町野村 8-153-1	サイレン スピーカー	2. 2kW 50 W
地 ケ 野	野村町野村 8-60-4	スピーカー	50 W
下 駄 場	野村町野村 7-60-4	スピーカー	50 W
上 宮	野村町野村 4-105-3	サイレン スピーカー	2. 2kW 50 W
渦 尻	野村町野村 4-3-2	電光2面 スピーカー	50 W
古 市	野村町野村 15-17-3	サイレン スピーカー	2. 2kW 50 W
阿 下	野村町阿下 6-174-4	スピーカー	50 W
蔵 良	野村町蔵良 183-2	スピーカー	50 W
岡 成	野村町蔵良 862-2	サイレン スピーカー	2. 2kW 50 W
川 平	野村町大西 1321-2	スピーカー	50 W
鎌 田	野村町鎌田 499-2	サイレン スピーカー	2. 2kW 50 W

別表 第3 (第27条関係)

放水管バルブからの放流量  
(立方メートル毎秒)

期 間	かんがい期 5月1日から9月30日	非かんがい期 10月1日～翌年4月30日
放 流 量	0. 226	0. 050

# 野村ダムただし書き操作要領

令和元年6月

国土交通省 四国地方整備局  
野 村 ダ ム 管 理 所

(通則)

第1条 野村ダムの計画を超える洪水時における操作規則第17条に規定するただし書き操作（以下「ただし書き操作」という。）については、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ただし書き操作開始水位 洪水調節容量の8割に相当する貯水位とし、標高169.40メートルとする。
- 二 洪水時最高水位 野村ダム操作規則に定める洪水時最高水位とし、標高170.20メートルとする。
- 三 上限水位（設計水位） 野村ダム上限水位（設計水位）は、標高171.50メートルとする。

(局長の承認等)

第3条 所長は、操作規則第17条に定める洪水調節を行っている場合において、貯水位がただし書き操作開始水位を超えること及びその後さらに洪水時最高水位を超えることが予測される場合には、ただし書き操作への移行に関して、四国地方整備局長（以下「局長」という。）の承認を受けるものとする。

- 2 所長は、前項の規定により局長の承認を受けた場合は、ただし書き操作への移行に関して、操作細則別表第1に定める関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執るものとする。

(ただし書き操作への移行)

第4条 所長は、前条の規定による局長の承認を受けた後、貯水位がただし書き操作開始水位に達し、今後さらに洪水時最高水位を超えることが予測される場合は、ただし書き操作に移行するものとする。

- 2 所長は、前項の規定によりただし書き操作に移行した場合には、速やかに操作細則別表第1に定める関係機関にその旨通知しなければならない。

(ただし書き操作)

第5条 ただし書き操作は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 貯水位がただし書き操作開始水位を超えて放流量が流入量と等しくなるまでの間は、コングリットゲートはただし書き操作開始水位になった時の開度に保ち、クロストゲートは別図に定める貯水位に対応したゲート開度とすること。
- 二 前号に規定する時間が経過した時から流入量がただし書き操作に移行した時の放流量に等しくなるまでの間は、貯水位を流入量が放流量と等しくなった時の貯水位に保つよう努めるものとする。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認める場合には、局長の承認を受けた上で、貯水位を下げることができる。

(ただし書き操作の解除)

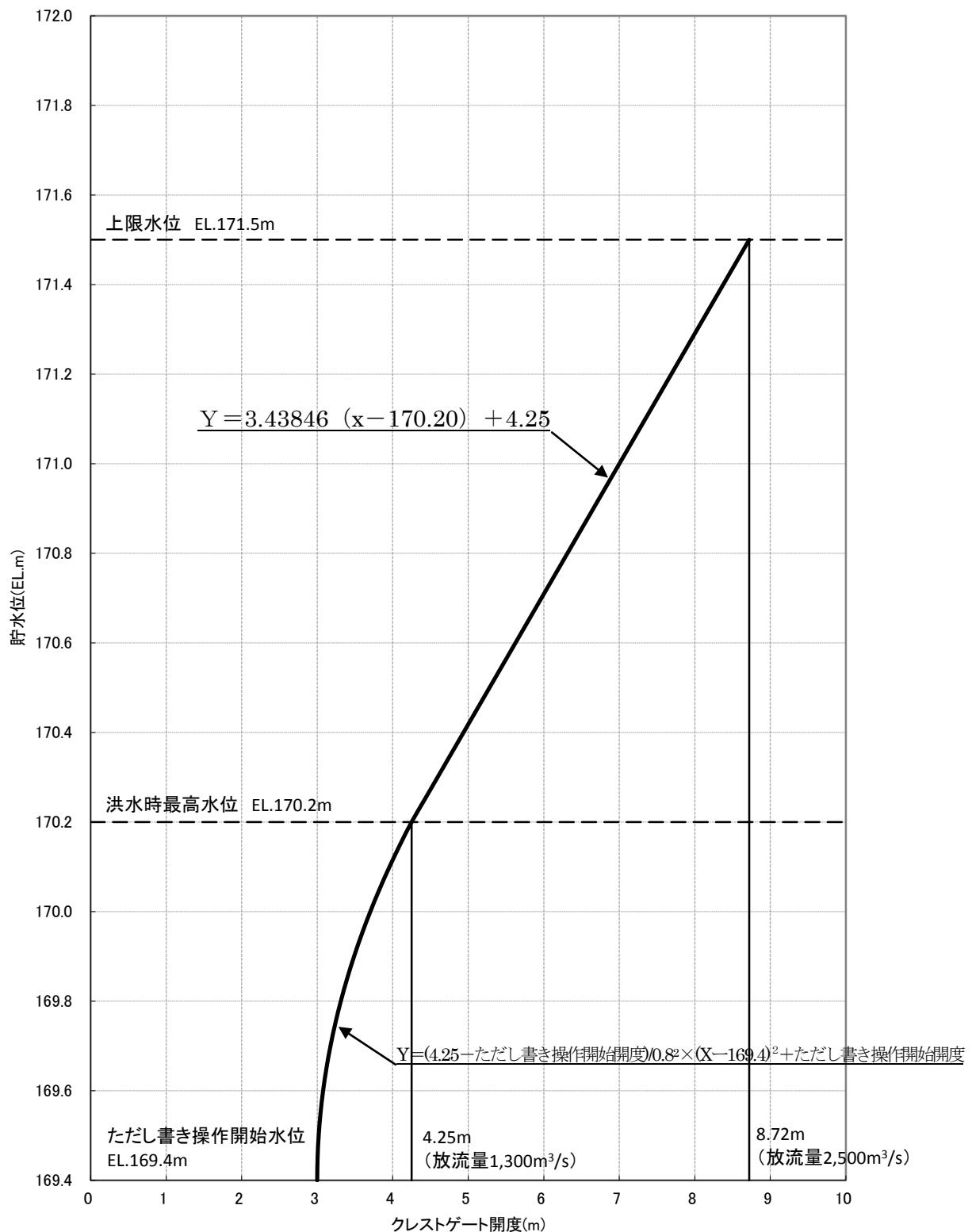
第6条 前条に規定する操作を行っている場合において、流入量が最大となった時を経て流入量がただし書き操作に移行した時の放流量に等しくなった場合には、ただし書き操作を解除し、操作規則第18条に定める「洪水調節の後における水位の低下」へ移行するものとする。

## 附 則

この要領は、令和元年6月6日から施行する。

別図（第5条関係）

野村ダム 貯水位～ゲート開度 対応図



# 野村ダム特別防災操作実施要領

令和元年 6 月

国土交通省 四国地方整備局  
野 村 ダ ム 管 理 所

(通 則)

第1条 野村ダム操作規則（以下「規則」という）第17条に規定するただし書き操作のうち、野村ダム下流河川において、洪水被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に今後のダムへの降雨等も勘案し、ダム下流河川の被害軽減等を目的として実施する操作（以下「特別防災操作」という）については、この要領に定めるところによる。

(局長の承認等)

第2条 所長は、規則第17条、第18条に規定する操作を行っている場合において、ダム下流河川で洪水被害が発生、又は発生のおそれがある場合に、ダム下流の河川管理者、又は自治体等から特別防災操作の要請を受け、特別防災操作への移行が可能な場合は、四国地方整備局長（以下「局長」という）の承認を受けるものとする。

また、特別防災操作の継続が困難となり中止する場合も局長の承認をうけるものとする。

2 所長は、前項の規定により局長の承認を受け、特別防災操作に移行する場合、又は、特別防災操作を中止する場合は、別表－1に定める関係機関に通知するものとする。

(特別防災操作への移行)

第3条 前条第1項の特別防災操作への移行が可能な場合とは、次期洪水のおそれがなく、洪水の終了が見通せ、ダムへの貯留が可能である場合等とする。

(特別防災操作)

第4条 所長は、降雨状況、ダム下流の河川水位、ダムへの貯留が可能な容量等の把握及びダムからの放流量の設定等を実施し、特別防災操作を行うものとする。

(特別防災操作の終了)

第5条 所長は、前条に規定する操作を行っている場合において、下流河川、その他の状況から特別防災操作を継続する必要が無いと判断される場合は、特別防災操作を終了し、規則第17条または、第18条に規定する操作に移行するものとする。

(特別防災操作の中止)

第6条 第4条に規定する操作を行っている場合において、気象、水象、その他の状況により特別防災操作の継続が困難となり、放流量を増加させる必要が生じた場合は、特別防災操作を中止し、規則第17条または、第18条の操作に移行するものとする。

附則 この要領は、令和元年6月6日から適用する。

別表－1（第2条関係）

通知を行うべき関係機関

通知の相手方の名称	所在地	通知方法
国土交通省 四国地方整備局	高松市サンポート3番33号	マイクロ
国土交通省 大洲河川国道事務所	大洲市中村210	マイクロ
国土交通省 山鳥坂ダム工事事務所 鹿野川ダム管理庁舎	大洲市肱川町山鳥坂280番地	マイクロ
愛媛県 西予土木事務所	西予市宇和町卯之町5丁目175 番地3	(0894) 62-1331
西予市野村支所	西予市野村町野村12号619番 地	(0894) 72-1111
西予警察署野村交番	西予市野村町野村12号153番 地	(0894) 72-0110
西予市消防署野村支署	西予市野村町野村12号744番 地	(0894) 72-0119
NHK松山放送局	松山市堀之内5番地	(089) 921-1117

# **野村ダム事前放流実施要領**

**令和元年 6 月**

**国土交通省 四国地方整備局  
野村ダム管理所**

(総 則)

第1条 野村ダム操作規則（以下「規則」という。）第22条第1項第3号及び野村ダム操作細則（以下「細則」という。）第8条1項第4号に基づき、野村ダムの洪水調節機能の向上のため洪水前に利水容量内に貯留された流水を放流（以下「事前放流」という。）するにあたっては規則、細則に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

(事前放流水位)

第2条 事前放流水位は、標高162.7メートルを限度とする。

ただし、降雨の状況やその時の貯水位の状況等により、162.7mメートルより水位を低下させることが可能な場合は、別途、利水者と協議のうえ、四国地方整備局長の承認を得て162.7mメートルよりも水位を低下させることが出来るものとする。

(事前放流の範囲)

第3条 事前放流は、標高166.2メートルから標高162.7メートルの間に貯留された流水を対象とする。

(事前放流の原則)

第4条 事前放流は、ジェットフローゲート及びコンジットゲート及びクレストゲートにより実施するものとする。

2 事前放流は、毎秒300立方メートルを上限として、放流により下流に急激な水位の変動が生じないように以下の増加量を上限として事前放流を実施するものとする。

放流の直前におけるダムからの放流量	10分間の放流量の増加量
毎秒10立方メートル未満の場合	毎秒7立方メートル以内
毎秒10立方メートル以上 50立方メートル未満の場合	毎秒15立方メートル以内
毎秒50立方メートル以上 100立方メートル未満の場合	毎秒20立方メートル以内
毎秒100立方メートル以上 200立方メートル未満の場合	毎秒28立方メートル以内
毎秒200立方メートル以上 300立方メートル未満の場合	毎秒34立方メートル以内

- 3 事前放流は、気象、水象、その他の情報により、放流量の緩和、定量放流への移行または絞り込み操作等の放流量の調整を行うものとする。
- 4 事前放流は、標高162.7メートルを限度とし、今後の予測雨量やダム流入量の予測計算に基づき回復可能な水位を低下することを基本とする。

5 野村ダム管理所長（以下「所長」という。）は、事前放流の開始にあたっては、鹿野川ダムに放流開始時刻、最大放流量等について事前に連絡し、鹿野川ダムの放流体制の確保について協議しなければならない。

（事前放流の実施）

第5条 所長は、次の各号の一に該当し、洪水調整が必要と認められる場合には、標高162.7メートルを限度として、あらかじめ貯水位を低下させることができる。

- 一 気象、水象、その他の状況により、野村ダムの最大流入量が毎秒300立方メートルを超えると予測されるとき。
  - 二 その他の状況により、所長が事前放流の開始の必要性を認めたとき。
- 2 事前放流水位を確保した後は、流入量が毎秒300立方メートルに達するまでは、当該水位を維持するよう努めるものとする。

（事前放流に関する通知等）

第6条 所長は、第5条の規定により事前放流を実施する場合にあたっては、あらかじめ別表第1に掲げる関係機関にその旨を通知するとともに事前放流を開始するときは、一般への周知を行うものとする。

なお、一般に周知させるための必要な措置は、野村ダム管理所から鎌田警報所までの区間とする。

（事前放流に関する通知等の方法）

第7条 事前放流に関する通知等は、次の各号に定める方法により行わなければならない。

- 一 関係機関に関する通知は、別表第1に掲げる関係機関に対し、事前放流を行う約1時間前に行うものとする。
- 二 一般に対する周知は、警報車及び別表第2に掲げる警報所から次の方法により行うものとする。
  - イ 管理所のサイレン吹鳴等は、事前放流を行う約30分前及び事前放流の直前に行うものとする。
  - ロ 管理所以外の警報所のサイレン吹鳴等は、各警報所地点の水位が上昇すると予想される約30分前に行うものとする。
  - ハ 警報車による警報は、各地点の水位が事前放流により上昇すると予想される約30分前に行うものとする。

（サイレン吹鳴の方法）

第8条 サイレン吹鳴の方法は、次に定める方法によるものとする。

(50秒) (5秒) (50秒) (5秒) (50秒)  
吹 鳴 休 止 吹 鳴 休 止 吹 鳴

2 所長は、停電その他の理由により必要と認める場合は、サイレン吹鳴を疑似音吹鳴に切り換えることができる。

(警報車による警報の方法)

第9条 所長は、次に定める方法により、警報車による警報を行わなければならない。

- 一 警報車に設置したスピーカーにより河川の水位増加などを一般に周知させるものとする。

(事前放流の中止等)

第10条 所長は、事前放流を行っている場合において、次の各号の一に該当するときには、当該放流を中止し、貯水位の回復に努めなければならない。

- 一 気象、水象その他の状況により、事前放流を行う必要がなくなったと認められるとき。
  - 二 その他事前放流を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 利水者から申し出があった場合は、事前放流を行わないものとする。

(事前放流の中止等に関する通知等)

第11条 所長は、次の各号の一に掲げる場合にあっては、鹿野川ダムに速やかに、その旨を連絡しなければならない。

- 一 前条第1項の規定により、事前放流を中止したとき。
- 二 前条第2項の規定により、事前放流を終了したとき。

附 則

この要領は、令和元年6月4日から適用する。

別表第1（第6条関係）

関係機関

関係機関	所在地	通知方法
四国地方整備局	高松市サンポート3番33号	マイクロ
四国地方整備局 大洲河川国道事務所	大洲市中村210	マイクロ
愛媛県 西予土木事務所	西予市宇和町卯之町4丁目445	宇和局(0894) 62-1331
山鳥坂ダム工事事務所 鹿野川ダム管理庁舎	大洲市肱川町山鳥坂280番地	マイクロ
西予市野村支所	西予市野村町野村12号619	野村局(0894) 72-1111
西予警察署野村交番	西予市野村町野村12号153	野村局(0894) 72-0110
西予市消防署野村支署	西予市野村町野村12号744	野村局(0894) 0894-72-0119
NHK松山放送局	松山市堀之内5番地	松山局(089) 921-1117
南予水道企業団	宇和島市柿原字童子甲 1929番34	宇和島局(0895) 25-3222
南予用水土地改良区連合	八幡浜市布喜川丁417番地	八幡浜局(0894) 24-4835

別表2（第7条関係）

警 報 所

名 称	所 在 地	種 別	備 考
野村ダム管理所	野村町野村 8-153-1	サイレン スピーカー	
地ヶ野	野村町野村 8-60-4	スピーカー	
下駄馬	野村町野村 7-60-1	スピーカー	
上宮	野村町野村 4-105-3	サイレン スピーカー	
渦尻	野村町野村 4-3-2	電光2面 スピーカー	
古市	野村町野村 15-17-3	サイレン スピーカー	
阿下	野村町阿下 6-174-4	スピーカー	
藏良	野村町藏良 183-2	スピーカー	
岡成	野村町藏良 862-2	サイレン スピーカー	
川平	野村町大西 1321-2	スピーカー	
鎌田	野村町鎌田 499-2	サイレン スピーカー	